

自衛消防訓練通知書

電子申請開始

防火管理者は、自衛消防訓練の実施を管轄の消防本部へ、あらかじめ連絡することが義務づけられています。

自衛消防訓練通知書が
スマホで申請可能になりました

【制度解説】

防火管理者は、消防計画に基づき、消火・避難・通報訓練を実施する必要があります。

特に、不特定多数の人が出入りする用途の特定用途防火対象物では、消火訓練および避難訓練を年2回以上実施し、事前に管轄消防本部へ連絡することが義務づけられています。

【対象者】

防火対象物の防火管理者に選任されている方



申請は
こちらから



お問い合わせ

糸島市消防本部 予防課 TEL 332-8026 ✉ yobo@city.itoshima.lg.jp